

UAゼンセン組合員の皆さまへ

2022年募集版

2021年9月作成



すまいるくん

—手頃な掛金、大きな保障—

住宅
あんしん
共済



火災・風水雪凍害・浸水・地震などから
組合員の皆さまの暮らしをお守りします!

持ち家



いずれに
お住まいの方でも

ご利用
OK!

OK!

賃貸



お問い合わせ先 UAゼンセン 共済事業局 UAゼンセン 福祉共済互助会

TEL 03-3288-3559

住宅あんしん共済直通

TEL 03-3288-3533

共済事業局

FAX 03-3288-3708

共済直通



左記QRコードをスマートフォンやタブレット端末のQRコードリーダーで読み取ることで、UAゼンセン共済ホームページへ簡単にアクセスいただけます。また、各共済ページからは、パンフレットもダウンロードいただけます。

URL uazensenkyosai.jp

E-mail kyosai@uazensen.jp

〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16

受付時間:平日10:00~16:00



住宅あんしん共済は、火災はもちろん、風水雪凍害・浸水・地震などの自然災害リスクにも備えられる共済です。 「基本部分」と「自然災害特約部分」により、組合員の皆さまの「住宅」を保障します。

共済金の支払金額が大きい火災

万全に備えるには、
建物の評価が
新価(再調達価額)なのか時価なのかにも
注意する必要があります。

支払件数が多い風水雪凍害・浸水

特に、近年増加傾向にある
台風や大雨による水害被害は
他人事ではありません。

忘れてはいけない地震

地震や火災はいつ起こるかわからず
一旦起こるとその被害は甚大です。

意外と見落としがちな賃貸住宅保障

賃貸の火災保険は
あなたを守るものではありません。
実は、ご自身の保障は
不足しているのです。

このように、住まいを守るためには「幅広い備え」が大切となります。ぜひ、住宅あんしん共済で、十分な住宅保障をご準備ください。

住宅あんしん共済の保障は…

被害の程度に応じて、基本部分と自然災害特約部分をあわせた共済金^{*}が給付されます。

^{*}住宅の形態や広さにより加入口数の限度があります。

保障内容と最高給付額	基本部分 (50口加入の場合)	+	自然災害特約部分 (50口加入の場合)	=	給付される 共済金・見舞金
火災	5,000万円		—		5,000万円
風水雪凍害	750万円		3,500万円		4,250万円
浸水	床上(100cm以上)		375万円		725万円
	床下		14万円		64万円
地震	損壊		70万円		1,570万円
	火災		500万円		2,000万円
その他の住宅災害見舞金	14万円		—		14万円
生命共済給付金	100万円		—		100万円



なぜ
???

賃貸住宅向けの火災保険のなぜ？

加入目的の中心は…

大家さんのための「借家人賠償責任補償」です。

確認してください！

ご自身のための保障はついていますか。

もし、保障が不足していたら…

住宅あんしん共済なら、掛金もお得なので、
簡単に保障の追加ができます。

糸魚川市大規模火災に見る保険金を「もらった人」「もらえなかった人」

糸魚川市大規模火災 (平成28年12月22日)

- 出火原因は…
— 中華料理店の鍋の空焚き
- 死者は0人でしたが…
— 700人以上に避難勧告
- 147棟(全焼120棟)を含む…
— 約40,000m²が焼損
- 国内の単一出火延焼火災では…
— 過去20年間で最大

この火災でクローズアップされたこと

- 全焼120棟のうち火災保険加入済みで保険金が支払われたのは約70棟(平均金額約1,800万円)
- 火災保険に加入済みの人も昔の火災保険契約では下図のとおり支払金額が低く住宅再建が難しかった。

現在の火災保険の建物評価

新価(再調達価額)
→住宅新築が可能

昔の火災保険の建物評価

時価(新価-経年劣化消耗分)
→住宅新築が困難

- 火災地域は木造の古い家が大半だったということで火災保険に未加入の人も多かった。

無保険の人は住宅の再建すらできないケースも！

加入事例

賃貸木造アパートにお住いの方は、掛金2,500円で…

賃貸マンションにお住いの方は、掛金500円で…

給付例

火事で
アパートが全焼した。

基本500万円
を給付

台風の影響による水害で
1Fの部屋が床上浸水した。

基本37.5万円
を給付

●最高給付額

保障	火災		基本部分給付
	風水雪凍害		75万円
浸水	床上		37.5万円
	床下		5万円
地震	損壊		25万円
	火災		100万円
その他の住宅災害見舞金			5万円
生命共済給付金			10万円

ご注意ください！

●給付金の支払いは、建物の被害状況により認定されます。次のようなケースは給付(保障)の対象になりませんので注意が必要です。

- ×住宅の欠陥
- ×老朽化
- ×劣化

- ×腐食被害
- ×家財の被害

^{*}自然災害特約を付加すると保障が手厚くなります。

特長
① 100%自家運営により **手頃な掛金で大きな保障** を実現

特長
② 掛金は **全国一律** なので安心

特長
③ 自然災害被害への **見舞金が充実**

住宅あんしん共済は…
掛金も保障も
シンプルでわかりやすい!

特長
④ 加入者の死亡時に **生命共済給付金** をお支払い



特長
⑤ 持ち家でも **名義は問わず** 賃貸でも加入可能

特長
⑥ **築年数は問わず** 加入口数でお支払い

特長
⑦ 自然災害特約の付加により **風水雪凍害 浸水・地震** の保障を手厚くカバー

特長
⑧ 住宅ローンに対する **質権設定** も可能

特長
⑨ **退職後の保障** も「シルバー共済」への移行で万全

特長
⑩ 相互扶助の精神に則り **組合員の立場** にたって運営

住宅あんしん共済で、住宅 保障を見直してみませんか？

住宅保障（火災保険）見直しのここがポイント！

① 火災保険に見直しは必要なの？

一度加入してしまうと見直す機会が少ないのが火災保険。「5年一括の長期契約で支払いがおトクだから見直しは必要ない！」そんなこと思っていないか？

実は、火災保険にも下図のようなさまざまな要素で見直しのタイミングがあります。

見直しの
タイミング

- 建物の評価額の変化 例 マンションの時価が高騰
- 家財の入れ替え等の変化 例 趣味で高額な家財を収集
- 建物の増改築等の変化 例 リフォーム
- 自然災害リスクの変化 例 自治体のハザードマップの見直し
- 地震保険料の見直し 例 2017年・2019年・2021年の保険料改定

●「建物の補償額は最適なのか」「床下浸水の保障はあるのか」「家財保障が家族構成にあっているのか」等々、保障内容を見直すことで、「払い過ぎを防ぐ」「補償が足りない事態を防ぐ」ことができるのです。

組合員の声

●災害後の給付が早くで大助かり！

災害後の給付申請をスムーズに処理していただき、また、実際の支払いも迅速に対応いただきました。大変助かりました。

新築後の住まいの保障も、また是非、住宅あんしん共済にお世話になろうと思っています。
(茨城県/50代/男性)



●木目細やかな相談に大変感謝！

民間の火災保険の内容があまり理解できずに、住宅あんしん共済に相談したところ、担当の方には親身になって説明いただき大変感謝しています。次回の更新のときは是非住宅あんしん共済に切り替えたいと考えています。

(神奈川県/40代/女性)



お住まいのことで、わからないことがあったらまずは住宅あんしん共済に相談しよう！



② ご家族(夫婦・子ども2人)向け見直しモデルプラン

[前提条件] 持ち家 一戸建て(木造) 135㎡ 15年前に建築 東京在住



A 損保に加入		住宅あんしん共済へ見直し	
建物3,000万円/家財1,000万円/地震各々×30%他/保険料は火災及び地震(5年契約/年払い)		基本部分+自然災害特約各々40口加入	
1年間の掛金	約 104,000円 (1年相当分)	1年間の掛金	68,000円 (年額)
最高保障額		最高保障額	
火災等……………4,000万円	地震損壊……………1,200万円	火災等……………4,000万円	地震損壊……………1,265万円
風水雪……………4,000万円	地震火災……………1,400万円	風水雪凍害……………3,400万円	地震火災……………1,700万円
床上浸水……………損害額に応じて	※盗難・水漏れ等は限度額あり	床上浸水(100cm以上)…580万円	その他住宅災害……13万円
床下浸水……………なし		床下浸水……………53万円	生命共済給付……………80万円

(注)水害が補償されないタイプの火災保険もあり。

民間の火災保険を住宅あんしん共済に見直したことで

- 見直し前よりも**保障内容が充実し、引越費用等にも資金の活用が可能に！**
- さらに、民間損保の火災保険では保障されない**床下浸水への備えも万全！**
- しかも、掛金は**大幅ダウン！(年間36,000円の軽減)**

手頃な掛金で
最適な保障を
実現！

給付内容早見表

基本部分

●5口単位で表記していますが1口単位で希望口数に加入することができます。
●最低口数は3口です。上限は住宅の形態や広さで異なります。(P15を参照)

給付の種類	被害の程度	給付額 / 1口	加入口数 による給付額 (単位：万円)										給付額の計算と確認事項		
			5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口			
① 火災・航空機の墜落・ 車両突入・爆発・ 落雷 等	全焼壊	100万円	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	半焼壊	50万円	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500			
	小焼壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500			
	見舞	5万円限度	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)。	
② 風水雪凍害	全壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	大規模半壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500			
	半壊	7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375			
	小壊	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります。(詳細はP16を参照)	
	見舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50			
③ 浸水	1 床上浸水	7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	2 床下浸水	(10口まで)1万円	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	見舞金	11口以降は、1口あたり1割(1,000円)の給付額になります。ただし、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)。	
④ 地震災害	1 損壊	全壊	(10口まで)5万円	25	50	52.5	55	57.5	60	62.5	65	67.5	70	見舞金	11口以降は、1口あたり1割(全壊5,000円、大規模半壊3,500円、半壊2,500円、小壊1,500円、見舞1,000円)の給付額になります。罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)。*ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります。(詳細はP17を参照)
		大規模半壊	(10口まで)3.5万円	17.5	35	36.75	38.5	40.25	42	43.75	45.5	47.25	49		
		半壊	(10口まで)2.5万円	12.5	25	26.25	27.5	28.75	30	31.25	32.5	33.75	35		
		小壊	(10口まで)1.5万円	7.5	15	15.75	16.5	17.25	18	18.75	19.5	20.25	21		
		見舞*	(10口まで)1万円限度	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14		
	2 火災	全焼	(500万円限度)20万円	100	200	300	400	500	500	500	500	500	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。ただし500万円限度(団体加入を含みません)。
		半焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
		小焼	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)。
		見舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50		
⑤ その他の住宅災害見舞金		(10口まで)1万円限度	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	見舞金	11口以降は、1口あたり1割(1,000円)の給付額になります。罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)。	
⑥ 生命共済給付金		2万円	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100			

注意事項 ● 保険法施行により「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は「民間火災保険等」からの給付が減額される場合がありますので、住宅あんしん共済までご相談ください。

● 「基本部分①、②、③」および「自然災害特約⑦、⑧」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)

● 「基本部分①」の全焼壊で共済金を受取った場合「自然災害特約」からの給付がありませんので、残月数の掛金を返戻します。

● 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、見舞金の全部または一部が給付されないことがあります。

※ 罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

給付内容早見表

自然災害特約

●5口単位で表記していますが1口単位で希望口数に加入することができます。
●基本部分の加入口数が上限です。

給付の種類	被害の程度	給付額 / 1口	加入口数 による給付額 (単位：万円)										給付額の計算と確認事項		
			5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口			
⑦ 風水雪凍害	全壊	70万円	350	700	1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800	3,150	3,500	共済金	基本部分②にプラスして給付します。	
	大規模半壊	50万円	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500			
	半壊	35万円	175	350	525	700	875	1,050	1,225	1,400	1,575	1,750			
	小壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500			
	見舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分②と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります。(詳細はP19を参照)	
⑧ 浸水	1 床上浸水	100cm以上	7万円	35	70	105	140	175	210	245	280	315	350	共済金	基本部分③-1にプラスして給付します。
		100cm未満	3.5万円	17.5	35	52.5	70	87.5	105	122.5	140	157.5	175		
	2 床下浸水	1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分③-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)。	
⑨ 地震災害	1 損壊	全壊	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分④-1にプラスして給付します。
		大規模半壊	20万円	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000		
		半壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750		
		小壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500		
		見舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分④-1と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります。(詳細はP19を参照)
	2 火災	全焼	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分④-2にプラスして給付します。
		半焼	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750		
		小焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500		
見舞	1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分④-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)。		

注意事項 ● 保険法施行により「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は「民間火災保険等」からの給付が減額される場合がありますので、住宅あんしん共済までご相談ください。

●「基本部分①、②、③」および「自然災害特約⑦、⑧」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)

●「基本部分①」の全焼で共済金を受取った場合「自然災害特約」からの給付がありませんので、残月数の掛金を返戻します。

● 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、見舞金の全部または一部が給付されないことがあります。

※ 罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

年額掛金一覧表

加入 人口 数	基本部分										
	年額掛金			火災・住宅災害保障							
	完全耐火 住宅	準耐火 住宅	木造 その他の 住宅	火災 (全焼)	風水雪凍害 損壊 (全壊)	浸水 床上 床下	地震 損壊 (全壊)	火災 (全焼)	その他の 住宅災害	生命共済	
円	円	円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
1	100	250	500	100	15	7.5	1.0	5.0	20	1.0	2
2	200	500	1,000	200	30	15.0	2.0	10.0	40	2.0	4
3	300	750	1,500	300	45	22.5	3.0	15.0	60	3.0	6
4	400	1,000	2,000	400	60	30.0	4.0	20.0	80	4.0	8
5	500	1,250	2,500	500	75	37.5	5.0	25.0	100	5.0	10
6	600	1,500	3,000	600	90	45.0	6.0	30.0	120	6.0	12
7	700	1,750	3,500	700	105	52.5	7.0	35.0	140	7.0	14
8	800	2,000	4,000	800	120	60.0	8.0	40.0	160	8.0	16
9	900	2,250	4,500	900	135	67.5	9.0	45.0	180	9.0	18
10	1,000	2,500	5,000	1,000	150	75.0	10.0	50.0	200	10.0	20
11	1,100	2,750	5,500	1,100	165	82.5	10.1	50.5	220	10.1	22
12	1,200	3,000	6,000	1,200	180	90.0	10.2	51.0	240	10.2	24
13	1,300	3,250	6,500	1,300	195	97.5	10.3	51.5	260	10.3	26
14	1,400	3,500	7,000	1,400	210	105.0	10.4	52.0	280	10.4	28
15	1,500	3,750	7,500	1,500	225	112.5	10.5	52.5	300	10.5	30
16	1,600	4,000	8,000	1,600	240	120.0	10.6	53.0	320	10.6	32
17	1,700	4,250	8,500	1,700	255	127.5	10.7	53.5	340	10.7	34
18	1,800	4,500	9,000	1,800	270	135.0	10.8	54.0	360	10.8	36
19	1,900	4,750	9,500	1,900	285	142.5	10.9	54.5	380	10.9	38
20	2,000	5,000	10,000	2,000	300	150.0	11.0	55.0	400	11.0	40
21	2,100	5,250	10,500	2,100	315	157.5	11.1	55.5	420	11.1	42
22	2,200	5,500	11,000	2,200	330	165.0	11.2	56.0	440	11.2	44
23	2,300	5,750	11,500	2,300	345	172.5	11.3	56.5	460	11.3	46
24	2,400	6,000	12,000	2,400	360	180.0	11.4	57.0	480	11.4	48
25	2,500	6,250	12,500	2,500	375	187.5	11.5	57.5	500	11.5	50
26	2,600	6,500	13,000	2,600	390	195.0	11.6	58.0	500	11.6	52
27	2,700	6,750	13,500	2,700	405	202.5	11.7	58.5	500	11.7	54
28	2,800	7,000	14,000	2,800	420	210.0	11.8	59.0	500	11.8	56
29	2,900	7,250	14,500	2,900	435	217.5	11.9	59.5	500	11.9	58
30	3,000	7,500	15,000	3,000	450	225.0	12.0	60.0	500	12.0	60
31	3,100	7,750	15,500	3,100	465	232.5	12.1	60.5	500	12.1	62
32	3,200	8,000	16,000	3,200	480	240.0	12.2	61.0	500	12.2	64
33	3,300	8,250	16,500	3,300	495	247.5	12.3	61.5	500	12.3	66
34	3,400	8,500	17,000	3,400	510	255.0	12.4	62.0	500	12.4	68
35	3,500	8,750	17,500	3,500	525	262.5	12.5	62.5	500	12.5	70
36	3,600	9,000	18,000	3,600	540	270.0	12.6	63.0	500	12.6	72
37	3,700	9,250	18,500	3,700	555	277.5	12.7	63.5	500	12.7	74
38	3,800	9,500	19,000	3,800	570	285.0	12.8	64.0	500	12.8	76
39	3,900	9,750	19,500	3,900	585	292.5	12.9	64.5	500	12.9	78
40	4,000	10,000	20,000	4,000	600	300.0	13.0	65.0	500	13.0	80
41	4,100	10,250	20,500	4,100	615	307.5	13.1	65.5	500	13.1	82
42	4,200	10,500	21,000	4,200	630	315.0	13.2	66.0	500	13.2	84
43	4,300	10,750	21,500	4,300	645	322.5	13.3	66.5	500	13.3	86
44	4,400	11,000	22,000	4,400	660	330.0	13.4	67.0	500	13.4	88
45	4,500	11,250	22,500	4,500	675	337.5	13.5	67.5	500	13.5	90
46	4,600	11,500	23,000	4,600	690	345.0	13.6	68.0	500	13.6	92
47	4,700	11,750	23,500	4,700	705	352.5	13.7	68.5	500	13.7	94
48	4,800	12,000	24,000	4,800	720	360.0	13.8	69.0	500	13.8	96
49	4,900	12,250	24,500	4,900	735	367.5	13.9	69.5	500	13.9	98
50	5,000	12,500	25,000	5,000	750	375.0	14.0	70.0	500	14.0	100

※1 住宅の構造・形態については、P23「ご加入にあたって④掛金(年額)」をご参照ください。
 ※2 基本部分のみの加入(最低加入人口数は3口)、または基本部分+自然災害特約部分の加入が可能です。

加入 人口 数	自然災害特約部分							
	年額掛金			自然災害保障				
	完全耐火 住宅	準耐火 住宅	木造 その他の 住宅	風水雪凍害 損壊 (全壊)	浸水 床上 (100cm以上) 床下	地震 損壊 (全壊)	火災 (全焼)	
円	円	円	万円	万円	万円	万円	万円	
1	450	650	1,200	70	7	1	30	30
2	900	1,300	2,400	140	14	2	60	60
3	1,350	1,950	3,600	210	21	3	90	90
4	1,800	2,600	4,800	280	28	4	120	120
5	2,250	3,250	6,000	350	35	5	150	150
6	2,700	3,900	7,200	420	42	6	180	180
7	3,150	4,550	8,400	490	49	7	210	210
8	3,600	5,200	9,600	560	56	8	240	240
9	4,050	5,850	10,800	630	63	9	270	270
10	4,500	6,500	12,000	700	70	10	300	300
11	4,950	7,150	13,200	770	77	11	330	330
12	5,400	7,800	14,400	840	84	12	360	360
13	5,850	8,450	15,600	910	91	13	390	390
14	6,300	9,100	16,800	980	98	14	420	420
15	6,750	9,750	18,000	1,050	105	15	450	450
16	7,200	10,400	19,200	1,120	112	16	480	480
17	7,650	11,050	20,400	1,190	119	17	510	510
18	8,100	11,700	21,600	1,260	126	18	540	540
19	8,550	12,350	22,800	1,330	133	19	570	570
20	9,000	13,000	24,000	1,400	140	20	600	600
21	9,450	13,650	25,200	1,470	147	21	630	630
22	9,900	14,300	26,400	1,540	154	22	660	660
23	10,350	14,950	27,600	1,610	161	23	690	690
24	10,800	15,600	28,800	1,680	168	24	720	720
25	11,250	16,250	30,000	1,750	175	25	750	750
26	11,700	16,900	31,200	1,820	182	26	780	780
27	12,150	17,550	32,400	1,890	189	27	810	810
28	12,600	18,200	33,600	1,960	196	28	840	840
29	13,050	18,850	34,800	2,030	203	29	870	870
30	13,500	19,500	36,000	2,100	210	30	900	900
31	13,950	20,150	37,200	2,170	217	31	930	930
32	14,400	20,800	38,400	2,240	224	32	960	960
33	14,850	21,450	39,600	2,310	231	33	990	990
34	15,300	22,100	40,800	2,380	238	34	1,020	1,020
35	15,750	22,750	42,000	2,450	245	35	1,050	1,050
36	16,200	23,400	43,200	2,520	252	36	1,080	1,080
37	16,650	24,050	44,400	2,590	259	37	1,110	1,110
38	17,100	24,700	45,600	2,660	266	38	1,140	1,140
39	17,550	25,350	46,800	2,730	273	39	1,170	1,170
40	18,000	26,000	48,000	2,800	280	40	1,200	1,200
41	18,450	26,650	49,200	2,870	287	41	1,230	1,230
42	18,900	27,300	50,400	2,940	294	42	1,260	1,260
43	19,350	27,950	51,600	3,010	301	43	1,290	1,290
44	19,800	28,600	52,800	3,080	308	44	1,320	1,320
45	20,250	29,250	54,000	3,150	315	45	1,350	1,350
46	20,700	29,900	55,200	3,220	322	46	1,380	1,380
47	21,150	30,550	56,400	3,290	329	47	1,410	1,410
48	21,600	31,200	57,600	3,360	336	48	1,440	1,440
49	22,050	31,850	58,800	3,430	343	49	1,470	1,470
50	22,500	32,500	60,000	3,500	350	50	1,500	1,500

※3 自然災害特約は、基本部分の加入人口数を上限に1口から加入できます。自然災害特約のみ加入することはできません。
 ※4 自然災害特約加入者は、基本部分掛金+自然災害特約部分掛金=年間掛金となります。

ご加入の流れ

STEP1 加入資格と対象建物の確認

① 加入資格

基本部分

UAゼンセンに加盟している組合の
 ●満67歳以下の組合員 ●組合事務所
 が加入できます。

自然災害特約

基本部分に個人加入している方が加入できます。

② 対象となる建物



③ 加入できる建物の範囲

①	住宅 (自家 ^{※1} ・借家)	組合員本人が主たる生活をしている住宅(自家 ^{※1} ・借家) 1箇所 ※1 名義は問いません
②	自家 ^{※2} (空家/親族居住)	自家 ^{※2} で空家および1親等以内の親族が居住する住宅 1箇所 ※2 本人または配偶者名義の住宅
③	住宅 (自家 ^{※1} ・借家)	転勤して、家族 ^{※3} を残している住宅(自家 ^{※1} ・借家) 1箇所 ※1 名義は問いません ※3 家族とは配偶者と子に限ります

- 通常の場合は①、②の最大2箇所
 - 転勤した場合は①、②、③の最大3箇所
- に、加入できます。

※団体加入の海外赴任者で国内に「加入できる住宅」がない場合に限り海外住宅が給付の対象となります。
 ※シルバー共済の加入者(個人加入からシルバー共済に移行した方を含む)は、本人が居住する住宅1箇所となります。

ご注意ください 他人に貸している住宅はご加入いただけません、ご注意ください。



STEP2 住宅構造区分の確認

① 住宅構造は3種類に分かれています。どの区分になるか確認してください

完全耐火住宅 建物の外壁や主要構造等が コンクリート造の建物 	準耐火住宅 「準耐火住宅」 「省令準耐火住宅」など 	木造その他住宅 「完全耐火住宅」でも 「準耐火住宅でもない」建物
---	--	---

※住宅構造についての詳細はP22「住宅の構造」を参照ください。

② 準耐火住宅の住宅構造は、次のいずれかで確認しましょう

① 建築確認申請書	② 建築業者による証明書	③ 損害保険会社等の判定済みの構造区分
-----------	--------------	---------------------

④ 準耐火住宅で①～③のいずれかで確認ができない場合は、
 P32「建物構造証明書 準耐火住宅専用」に施工者、ハウスメーカー、販売者から証明を受けてご提出ください。

注意 準耐火住宅でお申し込みの場合でも、①～④のいずれかの証明書がない場合は、木造その他住宅での加入となります。

③ 同じ敷地に家屋が2つ以上ある場合の取扱いにご注意ください

① 同一世帯の場合は合計して1つの住居とみなして、次の認定基準で取扱います。

同一敷地内の家屋1	同一敷地内の家屋2	同一敷地内の家屋3	認定基準
準耐火住宅	準耐火住宅	準耐火住宅	すべて準耐火住宅に該当 →準耐火住宅
準耐火住宅	木造その他住宅	準耐火住宅	ひとつでも木造その他の住宅に該当 →木造その他住宅

② 特定家屋のみを「準耐火住宅」として加入したい場合

次の書類をご提出いただくことでご加入いただけます。	準耐火住宅構造を確認できる書類 (②を参照)	家屋を特定できる敷地の図面 (手書き可)
---------------------------	---------------------------	-------------------------

STEP3 保障額の目安の確認

保障額の目安は、まずは、火災によって「全焼」した際を想定します。お住まいの住宅が「持ち家」か「賃貸」か、どんな住宅を再建したいか等、さまざまな条件によって変わってきますので、以下を目安にしてください。

持ち家 持ち家にお住まいの場合

ご自身の保障額の目安としては…

①住宅の保障 ●住宅の建替え費用 ●残がい処理費用など	+	②住宅以外の保障 ●生活必需品の買替え費用 ●引越費用など	を準備します。
--	---	--	---------

賃貸 賃貸住宅にお住まいの場合

大家さん所有の住宅は、「借家人賠償責任補償」でカバーされるケースがほとんどですので、ご自身の保障額の目安としては…

②住宅以外の保障 ●生活必需品の買替え費用 ●新しい住まいへの引越費用など	を準備します。
--	---------

STEP4 基本部分 加入口数の決定

① 掛金は住宅構造により異なります。

基本部分	完全耐火住宅	準耐火住宅	木造その他住宅
	1口	1口	1口
	年額 100円	年額 250円	年額 500円
	個人最高50口加入なら 年額 5,000円	個人最高50口加入なら 年額 12,500円	個人最高50口加入なら 年額 25,000円

② 住宅の形態や広さにより加入口数の限度があります。

基本部分	区分	自家(持ち家)			借家		
	住宅の種類	住宅建物の延べ床面積			独立住宅	共同住宅	
		132㎡(40坪)以上	66㎡(20坪)以上～132㎡(40坪)未満	66㎡(20坪)未満	完全耐火/マンション・公団住宅、準耐火および木造/2戸建以下	複身居住者	単身居住者
加入口数限度	3口～50口	3口～40口	3口～30口	3口～20口	3口～15口	3口～5口	

(注) 完全耐火住宅の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者となります。

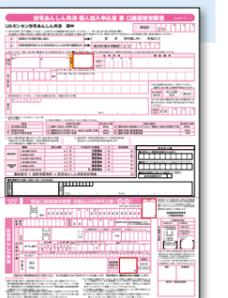
STEP5 自然災害特約の選択

● 「基本部分」に加えて風水雪凍害、浸水、地震の保障を更に手厚くしたい方は、「自然災害特約」を上乗せしてください。
基本部分の加入口数を上限に、1口から希望口数に加入することができます。

自然災害特約	完全耐火住宅	準耐火住宅	木造その他住宅
	1口	1口	1口
	年額 450円	年額 650円	年額 1,200円
	個人最高50口加入なら 年額 22,500円	個人最高50口加入なら 年額 32,500円	個人最高50口加入なら 年額 60,000円

STEP6 お申し込み

巻末(P34)の「個人加入申込書 兼 口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、所属の労働組合を通じてお申し込みください。



① 住宅の保障

住宅の広さ	66㎡(20坪)	99㎡(30坪)	132㎡(40坪)
住宅構造			
完全耐火・準耐火	1,940万円～ 1,440万円	2,910万円～ 2,160万円	3,880万円～ 2,880万円
木造その他	1,680万円～ 1,240万円	2,520万円～ 1,860万円	3,360万円～ 2,480万円

(UAゼンセン調べ)

② 住宅以外の保障

住宅延面積	世帯主年齢	単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	510万円	920万円	1,025万円	1,130万円	1,240万円
	30歳以上～40歳未満	610万円	1,320万円	1,425万円	1,530万円	1,640万円
	40歳以上	710万円	1,820万円	1,925万円	2,030万円	2,040万円
10坪未満		上記の額、または 710万円 のいずれか少ない額				

(UAゼンセン調べ)

①・②の費用の目安を加入口数の参考にしてください。

支払対象事由と給付の認定基準

1. 基本部分

1 火災等のとき (火災、航空機の墜落、車両突入、爆発、落雷、水漏れ、第三者の加害行為、空き巣による家屋の被害)

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 住宅火災(地震のときの火災を除く)が基本対象です。隣家からの類焼による被害も含まれます。(罹災証明書の原本の提出が必要です)
- 車両突入は、家族および同居者以外の第三者による加害行為が対象です。(事故証明の提出が必要です)
- 次の場合は見舞金の対象となります。
 - ①外因により(道路工事等)突発的に生じた住宅内の水道管、排水管の亀裂および破損による水漏れ。ただし、時間の経過により生じた直接原因の証明が困難な被害、宅地の地盤沈下や土砂崩れによる建物以外の被害は対象外となります。
 - ②共同住宅で上階の住人による水漏れが原因の被害(加入者が加害者の場合は対象外)
 - ③家族および同居者以外の第三者の加害行為による外部から受けた投石等による災害

- ④空き巣等第三者の外部から受けた加害行為による住宅災害(警察署の証明書提出)
- ⑤住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステムおよびソーラー発電設備)が焼損した場合や、風呂の空焚き(釜・浴槽部分)。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率(P25「使用年数減額率表」を参照)を適用します。
- 畳、床部分に接着したカーペット類、フローリングの焼き焦がし被害は、1口1万円×加入口数が限度です。(線香、タバコの火による焼損は対象外)
- 半焼壊、小焼壊は、被害の程度により、1口につき最高10万円まで付加給付される場合があります。
- 見舞は罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。

2 風水雪凍害 (台風、豪雨、ひょう、降雪、凍結による被害)

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。(罹災証明書の原本を提出してください。自治体の事情により取得できない時は新聞記事等でも可)
- 突発的な外因による直接の被害が対象であり、二次的災害(窓や入口ドアの閉め忘れによる室内の被害)や老朽化による雨漏りは含みません。
- 住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステムおよびソーラー発電設備)が損壊した場合も見舞金の対象になります。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率(P25「使用年数減額率表」を参照)を適用します。
- 見舞は罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で次の金額を給付する場合があります。

- ①罹災部分修理費用実額200万円以上の場合、1口につき5万円限度
- ②罹災部分修理費用実額100万円以上200万円未満の場合、1口につき3万円限度
- ③罹災部分修理費用実額100万円未満の場合、1口につき1万円限度
- なお、①、②の場合は、自治体等の発行する「罹災証明書」の添付を必須とします。
- 修理を行わないうちに、別の風水雪凍害による災害を受けた場合、一括して1回の災害とします。
- テレビアンテナ(パラボラを含む)の被害も対象です。最高1,000円×加入口数となります。(業務用、趣味の無線アンテナおよび関連する設備は対象外)

※罹災部分修理費用実額とは…
災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

3 -1 床上浸水被害 ※地下および半地下の被害は含まれません。

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。(罹災証明書の原本を必ず提出してください)
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(川の氾濫・増水等により水が建物に一気に押し寄せ、その力で建物に損壊の被害が出た場合は風水雪凍害の対象となります)

- 水が時間をかけ、徐々に水位が上がり地盤面を超え床上浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。
- 公的機関の罹災証明書で全壊～小壊および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。

3 -2 床下浸水被害 ※地下および半地下の被害は含まれません。

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(川の氾濫・増水等により水が建物に一気に押し寄せ、その力で建物に損壊の被害が出た場合は風水雪凍害の対象となります)
- 水が時間をかけ、徐々に水位が上がり地盤面を超え床下浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。
- 業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書の提出が必要です。

- 業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬(消石灰等)の購入が記載された購入店の領収書及び明細書の提出が必要です。
- その他、同意書(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事等の提出も必要となります。
- 給付額10口まで1万円限度(1口)。11口以降は、1,000円(1口)が付加給付されます。個人加入での最高給付額は14万円(50口加入の場合)となります。ただし、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)での給付となります。

4 -1 地震による損壊被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。(罹災証明書の原本を必ず提出してください)
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(老朽化による損壊やヒビ割れは含みません)
- 住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステムおよびソーラー発電設備)が損壊した場合も見舞金の対象になります。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率(P25「使用年数減額率表」を参照)を適用します。
- テレビアンテナ(パラボラを含む)の被害は、個人加入と団体加入を合計し、1口1,000円×加入口数となります。

- 噴火、津波による住宅災害も見舞金の対象です。
- 給付額10口までを限度とし、11口以降は、各見舞金の1割(全壊5,000円、大規模半壊3,500円、半壊2,500円、小壊1,500円、見舞1,000円)が付加給付されます。
- 見舞は罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で次の金額を給付する場合があります。
 - ①罹災部分修理費用実額150万円以上の場合、1口につき1.5万円限度
 - ②罹災部分修理費用実額150万円未満の場合、1口につき1万円限度なお、自治体等の発行する「罹災証明書」の添付を必須とします。
- *給付額10口までを限度とし11口以降は1割

支払対象事由と給付の認定基準

1. 基本部分

4 -2 地震のときの火災による被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 地震が原因で、同時またはその後発生した火災について給付します。(罹災証明書の原本の提出が必要です)
- 個人加入で500万円を限度とします。ただし、500万円の限度額には団体加入を含みません。
- 見舞は罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。

給付例 (個人加入50口、団体加入6口の場合の限度額)

	個人50口	団体6口	合計
全焼	500万円	120万円 (20万円×6口)	620万円
半焼	500万円 (10万円×50口)	60万円 (10万円×6口)	560万円

5 その他の住宅災害見舞金

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 落雷による家電機器の被害について給付します。原則は、修理費用が対象です。買替えは、1点につき1万円限度。(携帯品やゲーム機と各関連機器は対象外となります)
- 白アリによる住宅災害について給付します。罹災時点で

で継続加入期間24カ月を経過している加入者が対象です。

住宅建物の補修工事費用に限ります。駆除や予防の経費は含みません。

次回請求は、被害箇所の異なる場合も24カ月の経過を待たなければなりません。

- 給付額10口まで1口あたり1万円限度。11口以降は1口あたり1,000円が付加給付されます。個人加入での最高給付額は14万円(50口加入の場合)となります。

6 生命共済給付金

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 加入者(シルバー加入者を除く)が満67歳以下で死亡した場合、1口について2万円の見舞金が遺族に給付されます。

※ただし、生命共済給付金の金額は団体加入を除き100万円を限度とします。

2. 自然災害特約

「基本部分」の被害に上乗せする保障として、次の災害に対し「基本部分」にプラスして給付します。

7 風水雪凍害による損壊被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 基本部分②にプラスして給付します。
- 見舞は基本部分②と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で次の金額を給付する場合があります。
 - ①罹災部分修理費用実額200万円以上の場合、1口につき10万円限度

- ②罹災部分修理費用実額100万円以上200万円未満の場合、1口につき5万円限度
 - ③罹災部分修理費用実額100万円未満の場合、1口につき1万円限度
- なお、①、②の場合は、自治体等の発行する「罹災証明書」の添付を必須とします。

8 -1 床上浸水被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 基本部分③-1にプラスして給付します。
- 地下および半地下の被害は含まれません。

8 -2 床下浸水被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 基本部分③-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。
- 地下および半地下の被害は含まれません。

9 -1 地震による損壊被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 基本部分④-1にプラスして給付します。
- 見舞は基本部分④-1と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップ

- は対象外)で次の金額を給付する場合があります。
 - ①罹災部分修理費用実額200万円以上の場合、1口につき10万円限度
 - ②罹災部分修理費用実額100万円以上200万円未満の場合、1口につき5万円限度
 - ③罹災部分修理費用実額100万円未満の場合、1口につき1万円限度
- なお、自治体等の発行する「罹災証明書」の添付を必須とします。

9 -2 地震のときの火災による被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 基本部分④-2にプラスして給付します。
- 見舞は基本部分④-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。

※罹災部分修理費用実額とは…
災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

給付金請求にあたって

給付金請求までの流れ

火災や自然災害等により、加入する住居に被害を受けた場合は、次の流れに沿って、給付申請を行ってください。

ひとつの災害につき一度の申請となります。ご注意ください。

STEP1 罹災状況の確認

- 罹災状況や損害の程度を確認してください。
- 原因(台風〇号等)、被災日時を確認の上、被害箇所が特定できる写真を撮影してください。

【撮影する写真】

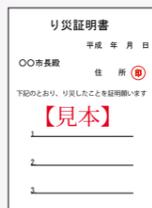
- 住居表示・表札・建物全景の写真
- すべての損害箇所の写真(損害箇所のアップだけでは不可)

※被害箇所が多く分かりづらい場合は、被害箇所を記載した見取図を用意してください。



STEP2 罹災証明申請

- 管轄の区市町村役場または消防署に申請の上、「罹災証明書」の発行を受けてください。
- 「罹災証明書」は**原本**が必要です。



STEP3 罹災報告

- 「罹災状況報告書」を所属の労働組合より入手の上、組合経由で住宅あんしん共済宛に被害状況を報告してください。(FAX可)



組合経由で送付

住宅あんしん共済

罹災証明書が

一部損焼・一部損壊 半焼・半壊未満 床下浸水

の場合はAへ進んでください。

小焼壊 半焼壊 大規模半壊 全焼壊 床上浸水

の場合はBへ進んでください。

A STEP3で罹災証明書が 一部損焼・一部損壊 半焼・半壊未満 床下浸水 の場合

STEP4 修理開始

- 修理の前に業者に「修理見積書」の作成を依頼してください。その後に修理を開始してください。

(注) 屋根の上等、自力で写真撮影が困難な場合は、業者の見積り作成の際に撮影を依頼してください。

STEP5 修理完了

- 修理が完了したら、次のものを準備してください。

- ① 修理明細書
- ② 領収書または銀行振込控
- ③ 請求明細書
- ④ 修理後の写真撮影

(注) 「修理後の写真」は、修理した全ての箇所に必要です。

STEP6 給付請求の準備

- 様式第5号「罹災報告書および給付金請求書」を所属の労働組合より入手してください。
- 必要事項をみれなく記入してください。また、裏面に必要添付書類が記載されているので、請求に必要な書類がそろっているかもあわせて確認してください。

STEP7 給付金請求手続

- 様式第5号「罹災報告書および給付金請求書」を所属の労働組合経由で住宅あんしん共済宛に送付してください。

(注) 上記書類の送付前に、記入漏れ、必要書類の添付漏れがないかを確認してください。

STEP8 給付金支払

- 給付金は、申請から2週間程度を目安に、労働組合口座または加入者の指定口座に送金されます。

B STEP3で罹災証明書が 小焼壊 半焼壊 大規模半壊 全焼壊 床上浸水 の場合

STEP4 給付請求の準備

- 様式第5号「罹災報告書および給付金請求書」を所属の労働組合より入手してください。修理は不要です。

STEP5 給付金請求手続

- 様式第5号「罹災報告書および給付金請求書」を所属の労働組合経由で住宅あんしん共済宛に送付してください。

(注) 上記書類に加えて、「罹災証明書」原本、「罹災状況の写真」を添付してください。

STEP6 給付金支払

- 給付金は、申請から2週間程度を目安に、労働組合口座または加入者の指定口座に送金されます。

ご加入にあたって

個人加入制度(基本部分および自然災害特約)のみ記載。

シルバー加入制度(以下、シルバー共済)、団体加入制度については、※印および各々のパンフレットを参照してください。

1 加入資格

基本部分

UAゼンセンに加盟している組合の満67歳以下の組合員および組合事務所が加入できます。

(※)シルバー共済は、住宅あんしん共済に個人加入している方が、退職または満68歳を迎えられたときに、個人加入の期限切れ日から移行して加入します。また、加入者が死亡したときは、組合の届出により、配偶者に限り、期限切れ日から「シルバー共済」に移行できます。(原則3年以内)

自然災害特約

基本部分に個人(シルバー)加入することで、自然災害特約に加入できます。

2 加入対象

基本部分

- 加入者が国内において主たる生活をしている住宅1箇所です。ただし、自家(本人または配偶者の所有)で1親等以内の親族が居住する住宅1箇所を加入できます。
- 個人加入者は転勤を理由に次の住居も加入できます。
 - 自家以外に、転勤先の住居
 - 借家に家族(配偶者と子に限る)を残した場合、借家と転勤先の住居
 - 転勤により一時的に空家にする場合の自家。ただし、他人に賃貸した場合は、残余期間を解約しなければなりません。
- 同じ敷地内に母屋と離れ等家屋が2つ以上あり、同一世帯である場合は、合計して1つの住居とみなします。加入申込みの際に、予め家屋を特定する場合は、特定家屋のみ対象とすることができます。
- 同一世帯の組合員が2名以上加入する等、同一世帯複数加入の場合は、加入口数の合計が制限口数を超えて加入することはできません。
- 自家(持ち家)だけでなく、借家や社宅・寮住まいの方も加入できます。(加入口数で制限しています。)
- 災害の発生、異動等で加入内容に変更がある場合は、

すぐに所属組合(以下、「組合」という)を通じてUAゼンセン共済事業局(以下、「共済事業局」という)までご連絡ください。各種変更手続きを忘れた場合、給付の対象にならないことがあります。

(※)シルバー共済制度で加入できる住居は、加入者が主たる生活をしている住居1箇所のみとなります。

自然災害特約

基本部分に加入していることが加入条件となりますので、加入対象は同一となります。

3 加入口数

基本部分

住宅の構造・種別により、加入口数の限度内で希望口数に加入することができます。

区分	自家(持ち家)			借家		
	住宅建物の延べ床面積			独立住宅	共同住宅	
住宅の種類	132㎡(40坪)以上	132㎡(40坪)未満～66㎡(20坪)以上	66㎡(20坪)未満	完全耐火/マンション・公団住宅 準耐火および木造/2戸建以下	複身居住者	単身居住者
		3口～50口	3口～40口	3口～30口	3口～20口	3口～15口
加入口数限度						

(注)完全耐火住宅の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者となります。

自然災害特約

基本部分の加入口数を上限に、1口から希望口数に加入することができます。

4 掛金(年額)

住宅の構造・形態^(注1)別に次のとおりとなります。

個人加入制度		基本部分	自然災害特約
完全耐火住宅 (鉄骨・鉄筋コンクリート住宅)	個人組合員	100円 ×加入口数	450円 ×加入口数
	組合事務所		
準耐火住宅 (準耐火構造、省令耐火構造住宅)	個人組合員	250円 ×加入口数	650円 ×加入口数
	組合事務所		
木造その他の住宅 (上記以外の住宅)	個人組合員	500円 ×加入口数	1,200円 ×加入口数
	組合事務所		

(※1)シルバー共済は、木造その他の住宅/1口=400円、準耐火住宅/1口=250円、完全耐火住宅/1口=100円となります。

(※2)団体加入制度は、1人500円(1口)×加入口数×加入人数となります。

(注1)住宅の構造・形態については、次のとおりとなります。

住宅の構造

①完全耐火住宅とは、次の住宅をいいます。

A) 建物の主要構造部のうち、柱・はり・床・屋根および小屋組のコンクリート造で、外壁のすべてが次のいずれかに該当する建物
a:コンクリート造 b:コンクリート・ブロック造 c:レンガ造 d:石造

B) 建物の主要構造部のうち、柱・はりおよび床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根・小屋組および外壁が次のいずれかに該当する建物
a:コンクリート造 b:コンクリート・ブロック造 c:レンガ造 d:石造

C) 完全耐火住宅の種別については、個人が建築業者や建築確認申請書等で確認してください。

②準耐火住宅とは、次の住宅をいいます。
準耐火構造および省令準耐火構造の建物とし、次のいずれかの確認ができる建物とします。

A) 建築確認申請書で確認できる場合
B) 建築業者による証明書がある場合
C) 損害保険会社等の判定済みの構造区分を準用または読み替えて対応する場合
D) 建物構造証明書(準耐火住宅専用)に施工者、ハウスメーカー、販売店から証明を受けた場合

③木造その他の住宅とは、前記の①および②以外の住宅をいいます。

住宅の形態

①自家とは、次の持ち家である住居をいいます。
A) 本人および配偶者所有の住居
B) 二親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人と

の間に形式的な貸借関係がなく、本人が生活する住居

C) 三親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人が同一世帯にある場合は、自家とみなします。
D) 自己資金や融資等で、建築および購入した住居で、本人名義に登録していない場合でも、明らかに本人が建築購入した場合は、自家とみなします。
E) 借家に自己資金で居室を建て増した場合は、自家として取り扱います。

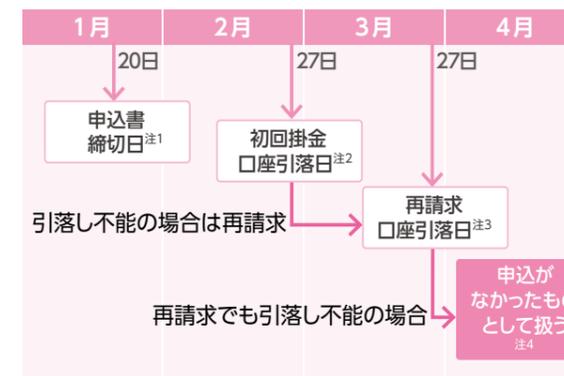
②借家とは、自家を除くすべての住居をいいます。
A) 借家独立とは
a) 完全耐火住宅で、アパート、マンション、公団住宅をいいます。ただし、独身寮は、共同単身居住者となります。
b) 準耐火住宅および木造その他の住宅で、1棟2戸建て以下の住宅をいいます。
B) 共同住宅とは
a) 準耐火住宅および木造住宅で、1棟3戸建て以上の住宅をいいます。
b) 準耐火住宅および木造住宅で、1戸に二世帯以上が居住する場合はいいます。
C) 共同複身居住者とは
準耐火住宅および木造住宅で、配偶者の有無にかかわらず、他の親族と同居している者をいいます。
D) 共同単身居住者とは
準耐火住宅および木造住宅で、配偶者の有無にかかわらず、単身で居住している者をいいます。

(注2)住宅あんしん共済の掛金は1年間の掛捨てです。また、住宅あんしん共済は、所得税法上の地震保険料控除の対象外の共済であるため、掛金は確定申告の保険料控除の対象になりません。

5 加入手続きと保障期間(権利の取得期間)

基本部分

- 新規加入の場合
手続きの流れは組合の指示に従ってください。
- ①新規加入(除く、組合支所)は、次のA)もしくはB)のいずれかを選択し加入することができます。
A) 口座引落としによる新規加入の場合
掛金が口座から引落とされた日を加入日とします。なお、引落とし不能の場合は翌月に再請求を行い、再請求で掛金が引落とされた日が加入日となります。



(注1)毎月20日までに共済事業局に「個人加入申込書兼口座振替依頼書(以下、「申込書」)」が到着

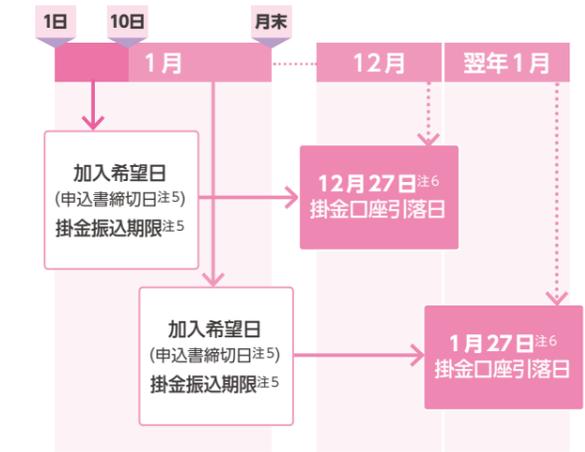
(注2)翌月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、初回掛金口座引落し。その日の17時から保障を開始

(注3)初回掛金引落し不能の場合は、翌月に再請求し、引落しされた日から保障を開始

(注4)再請求不能者は、申込みがなかったものとして取扱う。

B)加入日を指定して新規加入する場合

指定日を加入日とします。(指定日までに掛金の納入が終了していない場合は納入日を加入日とします。)



(注5)指定日までに共済事業局に「申込書」の送付と、「UAゼンセン住宅あんしん共済」名義の指定口座に掛金の振込みを行う。(振込人の名前は、加入者または組合名)

(注6)翌年(2年目以降)の期限切れ日から口座引落としとなるので、「申込書」作成時に口座の登録を行う。「申込書」の送付が遅れる場合は、事前にFAXしてください。)

②組合支所の新規加入者は、このパンフレットではなく組合支所用パンフレットの「申込書」に必要事項を記入し、組合の掛金徴収方法に従ってください。

(※1)個人加入者のシルバー移行は、①加入者からの申し出に基づき、組合が期限切れ日の2カ月前までに、共済事業局にシルバー共済に移行の必要のある該当者の報告を行うか、②期限切れ日の4カ月前に送付される「期限切れ対象者一覧表」および「変更内容記入連絡票(以下、「変更カード」という)」を使用し手続きを行います。また、権利喪失後原則3年以上経過した場合は、新たに加入できませんのでご注意ください。

③保障期間(権利の取得期間)

加入日(注7)の午後5時をもって権利を取得し、満1カ年を経過した最初に迎える10日の午後5時をもって権利を喪失します。

(注7)口座引落日もしくは指定日(指定日までに掛金の納入が終了していない場合は納入日を加入日とします。)

(※2)シルバー共済は、個人加入期限切れ日の午後5時をもって権利を取得し、翌年の同月10日の午後5時

をもって権利を喪失します。また、権利喪失後は、掛金納入日の午後5時をもって権利を取得します。

2.期限切れ(更新)の場合

期限切れ日の4カ月前までに、組合を通じて「共済への継続加入(更新)のご案内」をいたします。手続きの流れは組合の指示に従ってください。

①加入内容に変更がない場合

自動継続となり、加入者指定口座から掛金引落しを行います。

②加入内容を変更または加入中止する場合

期限切れ日の2カ月前20日(例:期限切れ日8月10日の場合は6月20日)までに、「変更カード」に必要事項を記入の上、組合を通じて、共済事業局に提出してください。

③保障期間(権利の取得期間)

規定によって掛金を納入した場合は、各加入月10日の午後5時をもって権利を取得し、翌年の同月10日の午後5時をもって権利を喪失します。また、掛金引落し不能の場合は翌月に再請求を行います。再請求により掛金を納入した場合、期限切れ日に遡って保障します。ただし、再請求による引落し不能者は、期限切れ日に遡って権利を喪失します。

自然災害特約

1.中途加入する場合は、基本部分の期限切れ(更新)日までとし、中途加入日から期限切れ(更新)日までの残余月数(注)を月割り計算し、掛金を納入します。

(注)日数の端数は、15日までを切り捨て、16日以上を1カ月とします。

2.保障期間(権利の取得期間)は、「基本部分」の加入期間と同じ期間となります。

⑥ 各種変更手続き

1.異動変更手続き

「加入証書」の記載内容に次の変更があった場合は、「異動・契約変更・中途解約申請書」に変更箇所を記入し、1カ月以内に組合を通じて、共済事業局に提出してください。

- ①住所、氏名、および住宅種別に異動変更があったとき
- ②組合および支部に異動があったとき
- ③その他、加入証書の記載内容に異動変更があったとき

2.口数変更の手続き

加入口数の変更は、原則、期限切れ日を待って行います。ただし、次の場合は中途の変更が可能です。

- ①異動変更により、住宅種別の制限口数が増えたり減ったりした場合。(制限口数の範囲内まで増口ができます。)
- ②異動変更により、住宅種別の制限口数を超過して加入している場合、制限口数まで減口してください。減口の変更をせずに、制限口数を超過して加入した場合は、超過口数分の給付は無効となります。

⑦ 「加入証書」と「加入者のしおり」

加入者に対しては、加入の証として、組合を通じて、「加入証書」と「加入者のしおり」を送付いたします。記載内容をご確認いただき、大切に保管してください。

⑧ 中途解約

住宅あんしん共済を解約する場合、「異動・契約変更・中途解約申請書」に必要事項を記入し、組合を通じて、共済事業局に提出してください。

1.次の場合は解約しなければなりません。

- ①国外に住居を異動した場合
 - ②空き家を他人に賃貸した場合
 - ③転勤により自家以外の借家に加入していた者が自家に戻った場合の借家
- 2.解約に伴い掛金の返戻が発生した場合は、振込手数料を加入者負担とし加入者の登録口座もしくは指定口座に振込みます。

⑨ 給付の請求

1.給付請求における注意点

- ①給付対象は、火災や突発的なしなかも偶然におこる不可抗力が原因の住宅災害が基本対象です。
- ②住宅の欠陥および老朽化や劣化または腐食被害は対象になりません。
- ③一災害につき、一回の給付請求となります。
- ④給付申請の前に「罹災状況報告書」の提出が必要です。提出は、被害を受けて3カ月以内とします。給付の支払義務は、保険法の定めにより、3年の時効により消滅します。ただし、運営委員会で審議の上、給付対象を定めて、この時効を延長することができます。
- ⑤見舞程度の被害による請求は、速やかな復旧工事が原則です。すぐに修理を行わず被害箇所の悪化による請求は対象になりません。
- ⑥敷地内に母屋・離れ等2つ以上の住居がある場合、各住宅の延べ床面積を合計し、被害箇所の面積を割り出します。
- ⑦被害の程度は、次の割合に基づき認定されます。

A) 火災・地震火災の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全焼	70%以上
半焼	30%～70%未満
小焼	10%～30%未満
見舞	10%未満

B) 自然災害・地震災害の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全壊	70%以上
大規模半壊	50%～70%未満
半壊	20%～50%未満
小壊	10%～20%未満
見舞	10%未満

⑧公的機関の証明書(消防署または警察署の罹災証明書)は原本を提出します。

2.全焼壊・大規模半壊・半焼壊・小焼壊・床上浸水の被害を受けた場合の請求

- ①基本的に「罹災証明書」で認定します。場合により、調査委員が現場確認を行います。
- ②被害の程度(焼損壊割合)が基準で、住宅の不動産評価額や焼失損害金額、再取得価額とは異なります。

③公的機関の罹災証明書で全壊～小壊および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。

④罹災証明書、写真、見取り図(手書き可)を添付します。

3.見舞程度・床下浸水の被害を受けた場合の請求

- ①家財は対象外となります。
- ②被害箇所の修理復旧工事に支払った罹災部分修理費用実額*の範囲内で認定します。ただし、住宅に付属する機器の被害は、購入使用年数による減額率を適用します。

■ 使用年数減額率表

使用年数	減額率
2年未満	0%
2年以上～4年未満	10%
4年以上～6年未満	20%
6年以上～8年未満	30%
8年以上～10年未満	40%
10年以上	50%

この場合、修理復旧工事を行った業者の見積書、請求書、領収書、写真、見取り図(写真より被害箇所の特定が判りやすい場合)、罹災証明書、災害を証明する新聞記事や警察署の証明等を添付します。*被害の種類により添付書類は多少異なります。

③波板屋根(プラスチック仕様、ポリカーボネイトを含む)、車庫、塀、物置、倉庫、住宅と同一の店舗部分の被害等については、加入口数による給付可能金額の50%を上限とし、かつ罹災部分修理費用実額※の50%が見舞金となります。

簡易な建物(間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事されていない物置等)は対象になりません。

④床下浸水被害で、業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書を添付します。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬(消石灰等)の購入が記載された購入店の領収書及び明細書を添付します。その他の添付書類として、同意書(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事等も必要となります。

⑤被害箇所以上の修理をした場合、被害箇所を算出し認定します。設備や機器の買替えは、使用年数による減額率(P25「使用年数減額率表」を参照)を適用し算出します。グレードアップした場合は、元の製品に置替えて認定します。

(※)「罹災部分修理費用実額(認定額)」の考え方(定義)

A) 罹災部分修理費用実額は、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

B) 実務的には、罹災証明書・写真・見取り図・修理見積書・請求明細書・領収書を確認し、修理費用実額を認定します。

(注意点)

A) 現状を復帰させるための費用とは、被害物件の建築時に使用した材質と同質のものを使って修理を行うためにかかる費用のことをいいます。

B) 建築時に使用された建材が既に製造されておらず、在庫も存在しない場合は、その材質に近い素材を使って修理を行ってください。

C) あくまでも被害を受けた箇所のための修理であり、被害箇所以外の箇所をまとめて修理を行うことは不可とします。

D) ベランダ等で建築時のユニットが既に無く修理不能な場合で、新しいユニットに交換した場合は、原則交換費用から経年減価させた費用を修理実費として認定します。

E) 過去の災害を放置した結果、被害が拡大し、修理を行う場合は、その修理費用は認めません。

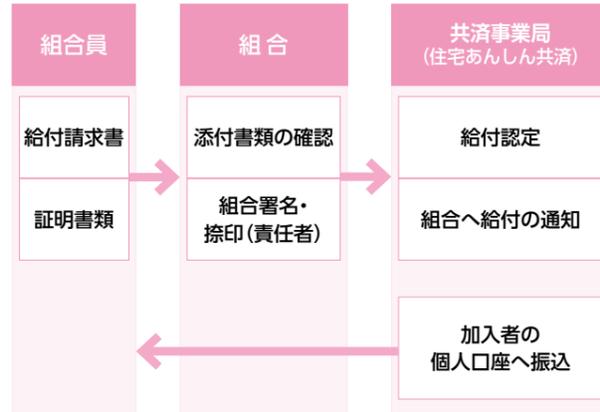
4. 給付の請求方法

①火災等の災害が発生した場合は、速やか(3カ月以内)に「罹災状況報告書」で、組合を通じて、共済事業局

へ報告をお願いします。

②「罹災状況報告書」での報告後、各災害に応じた請求書類を提出してください。

5. 給付請求と給付金送付の流れ



(注1) 給付は加入者の個人口座へ直接振込むことにより行います。

(注2) 組合を通じて給付する場合は、加入者の領収書を住宅あんしん共済まで送付してください。

(注3) 給付金認定後の通知は、住宅あんしん共済から組合経由で組合員にご案内します。

10 保険法施行に伴う留意点

「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は、「民間火災保険等」からの給付が減額される場合があります。

11 給付金をお支払いできない場合

1. 次のような場合には、給付金はお支払いできません。

① 申込手続きに虚偽の記載をし、または異動手続きを怠ったとき

② 給付の請求書および関係書類に、虚偽の記載があったとき

③ 給付の請求書および関係書類に、不備があったとき

④ 本人もしくは世帯を同じくする者が、給付金取得を目的として、故意に災害を発生させたとき

⑤ 加入者でない者が給付金を受取る場合に、災害がその者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大過失または法令違反によって生じたとき

⑥ 火災・住宅災害が発生してから正当な理由なく、3カ月以上届出しなかった場合、給付を行わないことがあります。

(注1) 上記に抵触することが明らかになった場合は、給付金の受領者は、直ちに給付金の返還義務を負うこととなります。

(注2) 給付の支払い義務は、3年の時効により消滅します。

2. 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災・住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金・見舞金の全部または一部を給付しないこともあります。

毎年のように襲う豪雨水害!!

～できる範囲で“水害対策”を～

過去の水害 平成30年～令和2年に発生した主な水害の概要

令和2年7月

令和2年7月豪雨(熊本豪雨)

- 7月3日から7月31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が継続して流れ込み、各地で大雨となった。
- 同期間の総降水量は、長野県や高知県の多い所で2,000mmを超えたところがあり、九州南部、九州北部、東海、及び東北の多くの地点で、24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えた。
- 国が管理する7水系10河川、県が管理する58水系193河川で決壊等による氾濫が発生。全国で約13,000haが浸水、多数の道路や鉄道が被災した。
- 今回の豪雨により、死者・行方不明86名、住家被害約16,600棟など極めて甚大な被害となった。
- 住宅や道路等のインフラへの被害に伴い、多数の避難者や集落の孤立が発生した。

令和元年10月

令和元年東日本台風(台風第19号)

- 台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。
- 東京都江戸川臨海では観測史上1位の値を超える最大瞬間風速43.8mを観測するなど、関東地方の7ヶ所で最大瞬間風速40mを超える暴風となった。
- 死者99名、行方不明3名、家屋の全壊3,081棟、半壊24,998棟、床上浸水12,817棟、床下浸水24,472棟となった。(消防庁12/1215:00現在)
- 全国142箇所(うち国管理河川は、6水系7河川14箇所。都道府県管理は、20水系67河川128箇所)で堤防が決壊するなど、甚大な被害(約35,000haが浸水)が発生した。

平成30年7月

平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

- 6月29日に発生した台風第7号は東シナ海を北上し、対馬近海で進路を北東に変えた後、7月4日に日本海で熱帯低気圧に変わった。その後、8日にかけて西日本に梅雨前線が停滞し、非常に暖かく湿った空気が供給され続け、大雨となりやすい状態が続いた。
- このため、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、6月28日～7月8日までの総降水量が四国地方で1,800mm、東海地方で1,200mm、九州北部地方で900mm、近畿地方で600mm、中国地方で500mmを超えるところがあるなど、7月の月降水量が平年値の4倍となる大雨となったところがあった。
- 特に長時間の降水量について多くの観測地点で観測史上1位を更新し、24時間降水量は77地点、48時間降水量は125地点、72時間降水量は123地点で観測史上1位を更新した。
- これにより、死者237名、行方不明8名、家屋の全半壊18,010棟、住家の浸水28,469棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生した。

水害情報

水害への備えが万全かどうか、こんな項目をチェックしよう！

自宅の場所に、どんな水害リスクがあるかを認識しよう

① お住いの市区町村が公表している「ハザードマップ」等の災害リスクに関する情報を確認してみましょう。

ハザードマップポータルサイト

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

多様な災害リスク情報を簡便に入手できます。



② 災害時にはどこに避難すればいいのかも確認して、ご家族で話し合ってみましょう。



浸水ナビ [地域別浸水シミュレーション検索システム]

<https://suiboumap.gsi.go.jp/>

浸水リスク情報をより詳しく、より簡単に入手できます。

① 想定破堤点を知る

● 自宅や事業所などが浸水するおそれがあるかが分かります。

■ 河川から選択

特定の河川を選択すると、当該河川の所定の区間のすべての想定破堤点を表示します。

■ 地点から選択

特定の地点・住所・地名を指定すると、当該地点に影響を与える想定破堤点を表示します。スマートフォンの位置情報から現在地を指定し、表示することもできます。



地図や地点名から検索

検索した地点(図中では★で例示)に影響を与えるすべての想定破堤点を表示

② 浸水想定を知る

● 氾濫が生じた場合の浸水範囲や浸水深の変化が分かります。

想定破堤点を選択することで、氾濫した場合の浸水の広がりや地図上に示すほか、任意の指定地点の浸水深の時間変化をグラフで表示します。

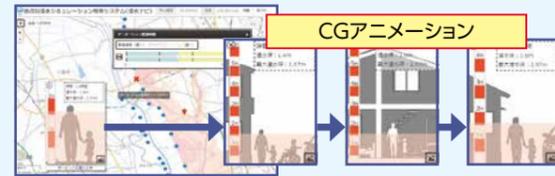


浸水が広がる様子をアニメーションで表示

浸水シミュレーショングラフ(浸水深と継続時間)

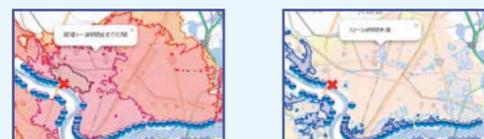
● CGアニメーションでどの程度の浸水深であるかが分かります。

スケールの異なった背景(5種類の凡例)を切り替えることで、指定した箇所(赤いピン)の浸水深の変化をCGアニメーションにより視覚的に分かりやすく表示できます。



● 浸水到達時間や浸水継続時間が分かります。

選択した想定破堤点から氾濫が生じた場合に想定される浸水範囲において、浸水到達時間や浸水継続時間を地図上に色を分けて表示します。



浸水到達時間の表示

浸水継続時間の表示

※その他「河川の水位情報(川の防災情報)」や「地形と浸水との関係(3D表示)」も分かります。



万一住宅が被災した場合の生活再建に必要なお金を知ろう

① 公的な支援制度だけで住宅再建はできません。

国…	「被災者生活再建支援制度」
自治体…	「修繕費補助」「災害見舞金」

がありますが・・・ **床下浸水は原則、対象外**

② 生活再建には家財の再取得も必要になります。いざというときのために、再建費用を試算し、保険・共済による備えを検討しましょう。

保険・共済の内容を知ろう

- ① 被災時に支払われる保険金・共済金の額は被害の程度や災害の種類によっても異なります。
- ② 保険・共済の補償対象・補償内容をよく確認して、ご自宅のリスクに見合った保険・共済を選びましょう。

出典:内閣府「防災情報のページ(<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/hokenkyousai/check.html>)」に基づきUAゼンセン作成

激化する水害への対策は、住宅あんしん共済で準備

床下浸水に保険は適用されない!?

■ 水害は2種類

<p>洪水 河川の氾濫 かつての水害のイメージ</p> <p>大雨が降ったときに支流の川が本流に流れ込むことで河川の流量が急激に増加して、堤防が決壊したり河川の水が堤防を越えたりすることで、起こる氾濫のこと</p>	<p>内水の氾濫 現代の水害のイメージ 特に、都心</p> <p>ゲリラ豪雨などの局地的な大雨のときに、堤防で守られた内側の土地にある側溝や下水道などの排水が困難となり、溢れてしまってあたりが浸水すること</p>
--	---

- 何より、重大な被害の筆頭が、建物の「床下浸水」や「床上浸水」です。
- ただし、公的な支援制度だけではなく民間の火災保険も「床下浸水」の保障はありません。
- でも、住宅あんしん共済なら「床下浸水」もしっかり保障します。

Q 水害時の床下浸水被害に保険は適用されるの？

A 民間の火災保険の水害補償の範囲

保険金額(再調達価格)の30%以上の損害	床上浸水 または 地盤面から45cmを超えて浸水
----------------------	--------------------------------

床下浸水の保障はありません。

住宅あんしん共済は床下浸水にもしっかり備えられます！

● 水害時の公的支援だけでなく自助努力として住宅あんしん共済で水害に備えましょう。

民間の火災保険	住宅あんしん共済
床下浸水保障なし X	床下浸水保障あり O

住宅あんしん共済 [基本+特約]
※個人で最高50口加入の場合の保障内容

床上浸水 (100cm以上)	725万円	床下浸水	64万円
----------------	--------------	------	-------------

● マイホームをお持ちの方も、これから購入の方も、そして賃貸の方も、住まいのリスク傾向を把握し、今一度、水害保障の必要性を考えましょう。

● ただし、現在ご加入の火災保険について、水害補償は確保されているのか、最大補償額はいくらなのかあわせて確認しましょう。

水害保障は住宅あんしん共済で万全に

給付事例

基本部分30口 自然災害特約30口に加入していた場合 台風や集中豪雨等の水害で 自宅が水没し全壊した	お支払いする給付金 風水雪凍害 全壊 2,550万円 内訳 基本部分から…450万円/自然災害特約部分から…2,100万円
---	---

Q 火災や地震のリスクをご存知ですか？

A 火災や地震はいつ起こるかわからず、一旦起こると、その被害は甚大。だから「住宅あんしん共済」で備える必要があるのです。

●発生頻度は低くても、発生時の損害は大きいのです！



●自分が注意しただけでは防げない被害もあります！

令和元年の出火原因「第1位」

「たばこ」

第2位…放火(疑い含む)
第3位…ガステーブル等
第4位…大型ガスこんろ
第5位…電気ストーブ・差込みプラグ

※以下、「第7位コード」、「第8位コンセント・屋内線」と続きます。

東京消防庁「令和2年版火災の実態」
※主な出火原因別発生状況上位5件

すぐやろう！放火対策

「放火されない」「放火させない」が重要！！

家の周りの整理整頓	物置や車庫にはカギを
消火器・消火バケツを常備	車やバイクのボディカバーは防災製品を
ゴミ出しは決められた日の朝に	家の周りは明るく点灯

オール家電住宅でも油断は禁物！！

火を使わなくても火災のリスクは存在しているのです。

たこ足配線による負荷	電気機器の漏電
コンセントのほこり	

Q なぜ？どうして？「住宅保障」は必要なの？

A 火災では、損害賠償は成立せず、賃貸住宅の火災保険では、ご自身のための保障をまかなえないものもあります。

●火災では損害賠償は成立しません！

- 法律では通常、他人に迷惑をかけた場合は加害者側の損害賠償責任を認めています。
- しかし、火災の場合は例外で「失火責任法」により多くの場合、火元の損害賠償責任が免除されます。

「失火責任法」
(失火ノ責任ニ関スル法律)

失火の場合、故意または重過失がない限り、不法行為責任は負わない(問わない)ことを規定



自宅は自己責任でしっかり守りましょう！

●賃貸住宅の火災保険ではまかなえないものもあります！

- 賃貸住宅の火災では、賃貸借契約上の原状回復義務が優先され、失火責任法の適用はありません。(不法行為責任はなくても、債務不履行責任はあるのです。)
- でも、家を借りるときに火災保険に入ったから大丈夫だと思っていませんか？

いえいえ、そこには大きな落とし穴が…

賃貸向けの火災保険

大家さんに対して…「賃貸住宅の借家人賠償責任補償」

修復費用

大家さんへ支払われ
ご自身は受取不可

ご自身に対して…「家財や引越費用の補償」

家財費用

引越費用

補償されても少額

補償なし

家財や引越費用は自己責任だよ！

「住宅あんしん共済」なら会社の寮やアパートでもOK!

建物構造証明書 準耐火住宅専用

本証明書は準耐火住宅専用となります。完全耐火、木造その他の住宅には必要ありません。

UAゼンセン 住宅あんしん共済 宛

20 年 月 日

ご契約者名		証書番号	<small>※新規加入の方は記入不要</small>
建物の所在地			
保障期間	<small>※新規加入の方は記入不要</small>	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日	

[証明書発行者記入欄]

下記①の対象建物は、下記②の構造に合致するものとして建築されていることを証明します。

① 建物の所在地		
② 建物構造		耐火建築物 ^(※1) 準耐火建築物 ^(※2) 省令準耐火建物 ^(※3)
施工者、ハウスメーカーまたは販売者	会社名	
	会社所在地	
	ご担当者名	印

(※1) 建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

(※2) 建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

(※3) 勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号口(2)に定める耐火性能を有する建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは独立行政法人住宅金融支援機構の承認を得たものをいいます。

ご記入例

ご記入例の赤字部分のみご記入ください。

証明書発行者記入欄は、施工者、ハウスメーカーまたは販売者に記入をご依頼ください。

ただし、②建物構造のいずれにも該当せず、証明書発行者から証明を受けられない場合は、住宅あんしん共済までご相談ください。

■ご契約者名・証書番号・建物の所在地・保障期間をご記入ください。

■提出日をご記入ください。

建物構造証明書 準耐火住宅専用	
<small>本証明書は準耐火住宅専用となります。完全耐火、木造その他の住宅には必要ありません。</small>	
UAゼンセン 住宅あんしん共済 宛	20 21 年 12 月 10 日
ご契約者名	共済太郎
証書番号	2001234567
建物の所在地	東京都千代田区九段南4-8-1
保障期間	20 22 年 1 月 10 日 ~ 20 23 年 1 月 10 日

■新規加入の方は記入不要です。

[証明書発行者記入欄]

下記①の対象建物は、下記②の構造に合致するものとして建築されていることを証明します。

① 建物の所在地		
② 建物構造		耐火建築物 ^(※1) 準耐火建築物 ^(※2) 省令準耐火建物 ^(※3)
施工者、ハウスメーカーまたは販売者	会社名	
	会社所在地	
	ご担当者名	印

(※1) 建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

(※2) 建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

(※3) 勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号口(2)に定める耐火性能を有する建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは独立行政法人住宅金融支援機構の承認を得たものをいいます。

■証明書発行者記入欄について

加入する(建物の所在地の)住宅の建物構造について、施工者、ハウスメーカーまたは販売者^(注)から、①建物の所在地、②建物構造、会社名、会社所在地、ご担当者名の記入、押印を取り付けていただき証明を受けてください。

(注) 不動産仲介業者は販売者に含まれません。

住宅あんしん共済 個人加入申込書 兼 口座振替依頼書

様式第1号-2

ご記入例

UAゼンセン住宅あんしん共済 御中

① AまたはBを○印で選択してください。(A・Bともに口座登録の記入を行ってください。) また、加入日(加入日指定)欄は、Aを選択した場合は未記入(初回口座引落し日が加入日)、Bを選択した場合は加入日を記入のうえ、同加入日までに住宅あんしん共済指定口座に掛金を振込んでください。

A 初回から口座引落とし加入 → [年 月 日引落とし分(月加入)]

B 初回指定日加入による住宅あんしん共済口座振込み → 加入日(加入日指定) 20 年 月 日

② 氏名(フリガナ)、性別、生年月日、電話番号、加入対象住所を記入し、P35の■個人情報の取扱いに関するご案内を確認のうえ、確認印(口座引落としによる加入者は口座と同一印)を捺印してください。

フリガナ 姓 206 名 205 確認印 生年月日 電話番号

姓 206 名 205 確認印 昭和(○) 年 月 日 平成(○) 年 月 日

フリガナ 必ず所・番地・方書まで記入(都道府県名記入不要) 〒 漢字 必ず所・番地・方書まで記入(都道府県名記入不要)

加入対象住所

④ 加入証書の送付先に○印をしてください。(通常は、加入後1ヵ月程度で発送となります。)

加入証書送付先 加入対象住所 現住所

③ 現住所を記入してください。(②加入対象住所と同一の場合は記入不要)

〒 現住所 TEL () -

引越日(予定) 20 年 月 日

⑤ 住宅の構造 1~3のうち1つに○印をしてください。

⑥ 住宅の形態 1~6のうち1つに○印をしてください。

構造	形態(持ち家)	最大加入口数	形態(借家)	最大加入口数
1 完全耐火住宅	1 自家132㎡(40坪)以上	50口	4 借家/独立/完全耐火(マンション)・準耐火・木造(2戸建以下)等	20口
2 準耐火住宅	2 自家66㎡(20坪)以上132㎡(40坪)未満	40口	5 借家/共同/複身居住者	15口
3 木造その他の住宅	3 自家66㎡(20坪)未満	30口	6 借家/共同/単身居住者	5口

⑦ 加入口数を構造の欄に記入します。基本部分は形態の最大加入口数の範囲内、自然災害特約は基本部分の口数を超えない範囲で加入できます。

⑧ 基本部分・自然災害特約各々につき掛金を計算し、住宅あんしん共済の合計掛金を算出します。

構造	加入口数	×	1口あたりの掛金	=	合計掛金
基本部分 1.完全耐火住宅	40	×	100円	=	4000円
2.準耐火住宅	30	×	250円	=	7500円
3.木造その他の住宅	30	×	500円	=	15000円
自然災害特約 1.完全耐火住宅	40	×	450円	=	18000円
2.準耐火住宅	30	×	650円	=	19500円
3.木造その他の住宅	30	×	1,200円	=	36000円
基本部分 + 自然災害特約 = 住宅あんしん共済合計掛金					17500円

●所属組合の名称、住所、TEL、FAXを記入

所属組合名称 住所 〒 TEL () - FAX () -

金融機関提出用 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

H1113C1(510)007

1 2 3 2 8 2 0 年 月 日 2 7 2 0 2 6 0 0 0 5 0 0

住宅あんしん共済

証書番号 23 申込日 20 年 月 日 収納代行会社 明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)

指定口座 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協 本店 支店 出張所

金融機関番号 289 店舗番号 293 預金種目 296 口座番号(右つめてご記入ください) 297 303

種目コード 1 6 6 3 0 契約種別コード 458 記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください) 460 ※ 461 番号(右つめてご記入ください) 467

ゆうちょ銀行 1 6 6 3 0 458 9 9 0 0 457 1 0

払込先口座番号 00140-5-120363 払込先加入者名 明治安田収納ビジネスサービス株式会社 払込金の種別 集金 30

フリガナ 304

預金者名 漢字 氏名 振替日 毎月27日(当日が休業日の場合は翌営業日)

印鑑は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印(サイン)をお願いします。預金者名は、**組合員ご本人名義**とします。

預金口座振替規定 ゆうちょ銀行は除く(注1)

1.貴行(金庫、組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。

2.振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻することができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却してまきつつかえありません。

3.この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたり貴行から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものと取り扱ってまきつつかえありません。

4.この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによるものを除き、貴行には迷惑をかけません。

(注1)ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。

申込日 20 年 月 日

加入証書送付先 加入対象住所 現住所

引越日(予定) 20 年 月 日

組合記入欄

●社員No.(登録希望組合のみ記入)

●組合コード(組合が必ず記入)※左詰めでご記入ください

●組合事務所に加入する場合「1」を記入

組合事務所区分

金融機関使用事項(不備返却事由)

1 預金取引なし 3 印鑑相違

2 記載事項等相違 ア.金融機関番号 イ.店名 ウ.店番 エ.預金種目 オ.口座番号 カ.口座名義

4 印鑑不鮮明 5 該当口座なし 6 口座解約済 7 その他事由

金融機関使用欄

【字体相違、代表者名漏れを含む】

【お願い】この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が送付された場合、記載内容に不備がありましたら、上記該当項目に○印を付けて明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)へ至急ご返送ください。

〒135-8385 東京都江東区東陽2-2-20 東陽駅前ビル10階 TEL03-3615-3127

検印 印鑑照合

受付印・取扱店日附印

加入日に希望がある方のみ、⑧に○印の上、加入日を記入する。初回掛金振込み口座は、下段の●(⑧)初回指定日加入による住宅あんしん共済口座振込みを参照。2回目以降は口座振替依頼書記入の口座から引落とし。

加入者の氏名(フリガナ)、生年月日、電話番号、加入対象住所を記入し、下段の■個人情報の取扱いに関するご案内を確認のうえ、確認印(口座引落としによる加入者は口座と同一印)を捺印する。

現住所を記入する。

該当する項目各1つに○印をする。

掛金に誤りが無いように計算式に沿って試算し合計掛金を算出する。

口座名義は加入者。(組合員本人)

住宅あんしん共済 個人加入申込書 兼 口座振替依頼書 様式第1号-2

UAゼンセン住宅あんしん共済 御中

① AまたはBを○印で選択してください。(A・Bともに口座登録の記入を行ってください。) また、加入日(加入日指定)欄は、Aを選択した場合は未記入(初回口座引落し日が加入日)、Bを選択した場合は加入日を記入のうえ、同加入日までに住宅あんしん共済指定口座に掛金を振込んでください。

A 初回から口座引落とし加入 → [年 月 日引落とし分(月加入)]

B 初回指定日加入による住宅あんしん共済口座振込み → 加入日(加入日指定) 20 22 年 9 月 25 日

② 氏名(フリガナ)、性別、生年月日、電話番号、加入対象住所を記入し、P35の■個人情報の取扱いに関するご案内を確認のうえ、確認印(口座引落としによる加入者は口座と同一印)を捺印してください。

フリガナ 姓 206 名 205 確認印 生年月日 電話番号

姓 206 名 205 確認印 昭和(○) 年 月 日 平成(○) 年 月 日

フリガナ 必ず所・番地・方書まで記入(都道府県名記入不要) 〒 漢字 必ず所・番地・方書まで記入(都道府県名記入不要)

加入対象住所

④ 加入証書の送付先に○印をしてください。(通常は、加入後1ヵ月程度で発送となります。)

加入証書送付先 加入対象住所 現住所

③ 現住所を記入してください。(②加入対象住所と同一の場合は記入不要)

〒 150-0001 現住所 TEL (03) 5410 - 3555

引越日(予定) 20 年 月 日

⑤ 住宅の構造 1~3のうち1つに○印をしてください。

⑥ 住宅の形態 1~6のうち1つに○印をしてください。

構造	加入口数	×	1口あたりの掛金	=	合計掛金
基本部分 1.完全耐火住宅	40	×	100円	=	4000円
2.準耐火住宅	30	×	250円	=	7500円
3.木造その他の住宅	30	×	500円	=	15000円
自然災害特約 1.完全耐火住宅	40	×	450円	=	18000円
2.準耐火住宅	30	×	650円	=	19500円
3.木造その他の住宅	30	×	1,200円	=	36000円
基本部分 + 自然災害特約 = 住宅あんしん共済合計掛金					17500円

●所属組合の名称、住所、TEL、FAXを記入

所属組合名称 住所 〒 102-8273 東京千代田区九段1-2-3 TEL (03) 3290 - 1111 FAX (03) 3290 - 1112

金融機関提出用 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

H1113C1(510)007

1 2 3 2 8 2 0 年 月 日 2 7 2 0 2 6 0 0 0 5 0 0

住宅あんしん共済

証書番号 23 申込日 20 22 年 9 月 25 日 収納代行会社 明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)

指定口座 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協 本店 支店 出張所

金融機関番号 289 店舗番号 293 預金種目 296 口座番号(右つめてご記入ください) 297 303

種目コード 1 6 6 3 0 契約種別コード 458 記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください) 460 ※ 461 番号(右つめてご記入ください) 467

ゆうちょ銀行 1 6 6 3 0 458 9 9 0 0 457 1 0

払込先口座番号 00140-5-120363 払込先加入者名 明治安田収納ビジネスサービス株式会社 払込金の種別 集金 30

フリガナ 304

預金者名 漢字 氏名 共済 太郎 振替日 毎月27日(当日が休業日の場合は翌営業日)

印鑑は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印(サイン)をお願いします。預金者名は、**組合員ご本人名義**とします。

預金口座振替規定 ゆうちょ銀行は除く(注1)

3.この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたり貴行から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものと取り扱ってまきつつかえありません。

4.この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによるものを除き、貴行には迷惑をかけません。

(注1)ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。

金融機関名	〒150-0001 東京千代田区九段1-2-3 中央労働金庫 市谷支店	加入者名「振込依頼者の名前」	「加入者(組合員)または「組合名」
口座番号	(普)1981536		
口座名義	ユ-エイゼンセンジュウタクアンシンキョウサイ		
	UAゼンセン 住宅あんしん共済		
振込時の注意点	・振込手数料はご負担ください。 ・組合で数名分を一括振込みする場合、申込書送付時にその旨連絡する・・・メモ書き同封など		

● 個人情報の取扱いに関するご案内

UAゼンセン住宅あんしん共済 組合支所、都道府県支部は、加入申込書・変更申告書に関する個人情報(過去に取得したものを含まず)、住宅あんしん共済に関する加入者の確認、加入者からの照会・応答、共済金・見舞金請求への対応および支払いに必要な範囲内で、適正に利用させていただきます。また、所属組合が行う各種手続きのために所属組合に本加入情報を提供いたします。加入申込者は、個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意ください。

組合への提出日を記入する。

シャチハタ印は不可。

加入証書の送付先に○印をする。なお、加入対象住所へ引越しする場合は、引越(予定)日もあわせて記入する。

住宅の形態○印の最高口数の範囲内で3口~希望口数を記入する。

基本部分の加入口数を上限に1口から希望口数を記入する。

組合が記入する。

印鑑は必ず金融機関届出印を押印する。